

労働保険特別会計(徴収勘定)

平成14年度省庁別財務書類

## 労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

### 1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

### 2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

### 3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

#### (1) 労働保険の適用

##### ① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

##### ② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

#### (2) 労働保険料の徴収

##### ① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

##### ② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

##### ③ 納付方法

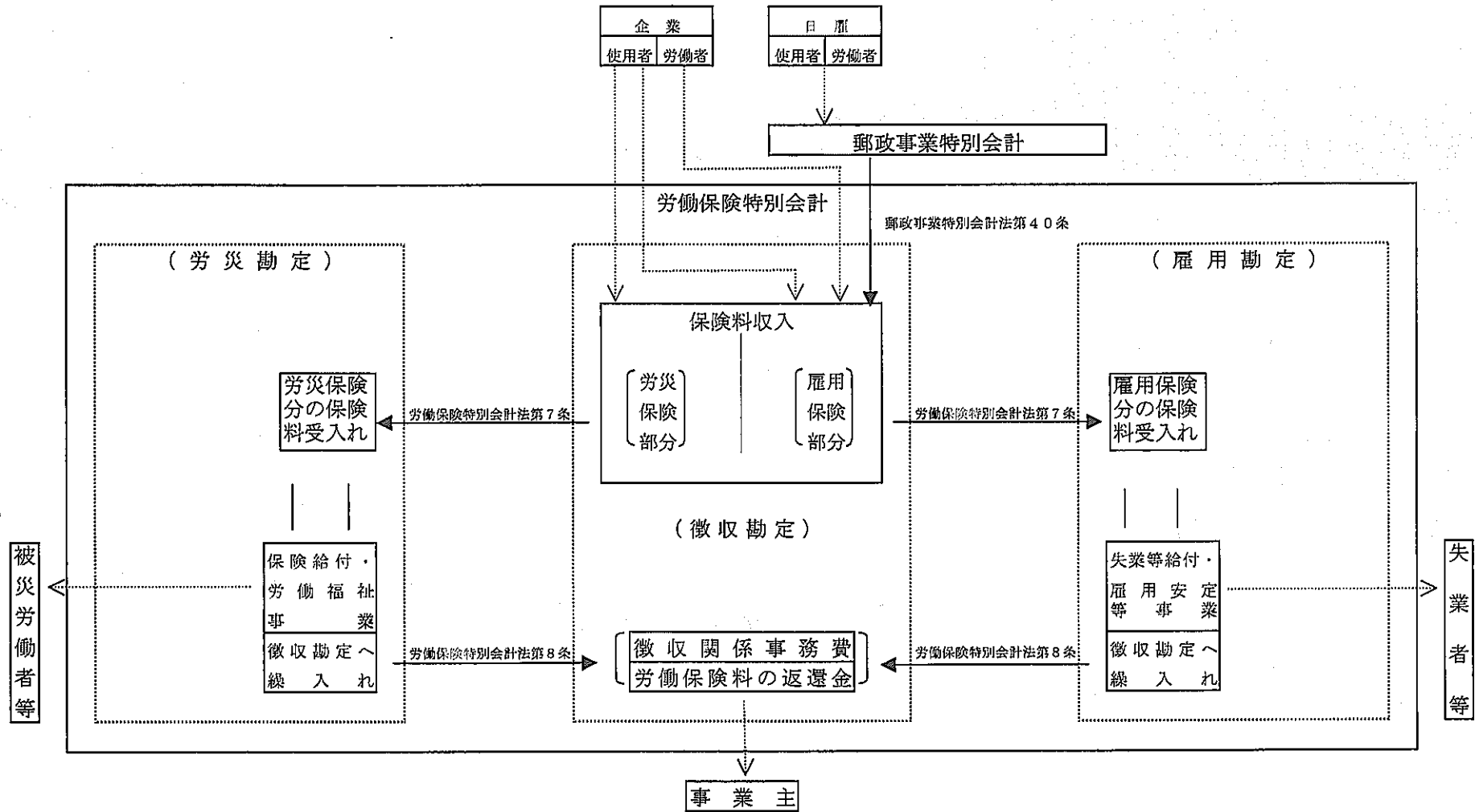
事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

### 4 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との業務等の関係及び財政資金の流れ 別紙1のとおり

### 5 歳入歳出決算の概要 別紙2のとおり

# 労働保険特別会計徴収勘定における財政資金の流れ



平成14年度歳入歳出決算の概要

別紙2

1 歳 入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減) (円)	備 考
0100-00 保 険 収 入	3,678,331,807,000	3,777,916,122,630	3,665,181,591,719	5,843,347,156	106,891,183,755	△ 13,150,215,281	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(以下「徴収法」という。)第10条第2項の労働保険料(印紙収入を除く)
0101-00 保 険 料 収 入	3,677,582,235,000	3,777,137,821,829	3,664,403,290,918	5,843,347,156	106,891,183,755	△ 13,178,944,082	
0102-00 印 紙 収 入	749,572,000	778,300,801	778,300,801	0	0	28,728,801	「郵政事業特別会計法第40条の規定に基づく受入金
0200-00 他 勘 定 より 受 入							
0201-00 他 勘 定 より 受 入	106,856,612,000	98,817,570,000	98,817,570,000	0	0	△ 8,039,042,000	「労働保険特別会計法第8条及び同法施行令第2条第1項並びに第2項の規定に基づく受入金
0300-00 雑 収 入							
0301-00 雑 収 入	1,115,804,000	1,359,832,692	1,017,269,533	29,647,694	312,915,465	△ 98,534,467	「徴収法」第27条第1項の規定に基づく延滞金の収入等
0400-00 前年度剰余金受入							
0401-00 前年度剰余金受入	538,499,000	10,732,532,176	10,732,532,176	0	0	10,194,033,176	「労働保険特別会計法第18条第4項の規定に基づく剰余金
歳 入 合 計	3,786,842,722,000	3,888,826,057,498	3,775,748,963,428	5,872,994,850	107,204,099,220	△ 11,093,758,572	

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 保 険 料 返 還 金	65,376,892,000	0	0	0	0	65,376,892,000	58,847,214,671	0	6,529,677,329	「徴収法」第19条第6項及び第20条第2項に基づく保険料精算返還金(支出先:事業主等)
02 業 務 取 扱 費	41,018,219,000	0	0	0	0	41,018,219,000	39,425,754,855	0	1,592,464,145	労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費(人件費・事務費)(支出先:徴収担当職員、労働保険事務組合等)
03 他 勘 定 へ 繰 入	3,679,447,611,000	0	0	0	0	3,679,447,611,000	3,666,198,861,252	0	13,248,749,748	労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく繰入金(支出先:労災勘定及び雇用勘定)
09 予 備 費 (959- . .)	1,000,000,000	0	0	0	0	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000	
歳 出 合 計	3,786,842,722,000	0	0	0	0	3,786,842,722,000	3,764,471,830,778	0	22,370,891,222	

## 参考情報

### 歳入に関する情報

他勘定より受入は、労災勘定からの受入と雇用勘定からの受入であるが、その内訳は次のとおりである。

#### 1 労災勘定からの受入

労災勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	60,793,247	55,212,543	55,212,543	-5,580,704
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	20,363,061	19,818,786	19,818,786	-544,275
予備費	500,000	0	0	-500,000
合 計	81,656,308	75,031,329	75,031,329	-6,624,979

(注) 労災勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金の額のうち労災保険関係部分と徴収勘定の歳出に係る業務取扱費その他の諸費の額のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める額の合計額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第1項)

#### 2 雇用勘定からの受入

雇用勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	4,338,849	3,969,061	3,969,061	-369,788
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	20,361,455	19,817,180	19,817,180	-544,275
予備費	500,000	0	0	-500,000
合 計	25,200,304	23,786,241	23,786,241	-1,414,063

(注) 雇用勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額から労災勘定から繰入れられた額を控除した額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第2項)

# 貸借対照表

労働保険特別会計徴収勘定

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成14年3月31日	平成15年3月31日		平成14年3月31日	平成15年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	10,732	11,277	未払金	5	6
未収金	1	2	前受金	10,732	11,277
その他未収金	1	2	賞与引当金	553	606
前払費用	0	0	退職給付引当金	20,387	20,774
有形固定資産	614	583			
物品	614	583			
無形固定資産	523	468			
			負債合計	31,679	32,665
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	△ 19,807	△ 20,333
資産合計	11,871	12,332	負債及び資産・負債差額合計	11,871	12,332

# 業 務 費 用 計 算 書

労働保険特別会計徴収勘定

本会計年度

自：平成14年4月1日

至：平成15年3月31日

(単位：百万円)

人件費	12,443
賞与引当金繰入額	606
退職給付引当金繰入額	1,441
委託費	884
庁費等	10,491
その他の経費	13,618
減価償却費	431
資産処分損益	34
本年度業務費用合計	39,952



# 資産・負債差額増減計算書

労働保険特別会計徴収勘定

本会計年度

自：平成14年4月1日

至：平成15年3月31日

(単位：百万円)

I	前年度資産・負債差額	△ 19,807
II	本年度業務費用合計	△ 39,952
III	財源	39,427
	他勘定からの受入	39,427
IV	無償所管換等	—
V	資産評価差額	—
VI	その他資産・負債差額の増減	—
VII	本年度資産・負債差額	△ 20,333

# 区 分 別 収 支 計 算 書

労働保険特別会計徴収勘定

本会計年度  
自：平成14年4月1日  
至：平成15年3月31日

(単位：百万円)

I	業務収支	
	1 財源	
	保険料収入	3,664,403
	運用収入	0
	他会計からの受入	778
	その他収入	1,017
	他勘定からの受入	98,817
	前年度剰余金受入	10,732
	財源合計	3,775,748
	2 業務支出	
	(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)	
	人件費	△ 14,050
	保険料返還金	△ 58,847
	委託費	△ 884
	他勘定への繰入	△ 3,666,198
	他会計への繰入	△ 131
	庁費等の支出	△ 10,740
	その他業務支出	△ 13,618
	業務支出 (施設整備支出を除く)	△ 3,764,471
	(2) 施設整備支出	
	施設整備支出合計	-
	業務支出合計	△ 3,764,471
	業務収支	11,277
II	財務等収支	
	財務等収支	-
	本年度収支	11,277
	翌年度歳入繰入	11,277
	収支に関する換算差額	-
	資金本年度末残額	-
	その他歳計外現金・預金本年度末残高	-
	本年度末現金・預金残高	11,277

## 注記事項

### I 重要な会計方針

#### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・ 物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得原価の10%とした定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

- ・ ソフトウェア

研究開発費に該当しないソフトウェア制作費については、取得年度のよく年度から利用可能期間（5年間）に基づく定額法により減価償却しております。

#### 2. 引当金の計上基準、計算方法

##### (1) 貸倒引当金

未収金の貸倒れに対する損失は、労災勘定、雇用勘定において負担いたしますので、徴収勘定では計上しておりません。

##### (2) 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出しております。

期末手当  $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当  $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

##### (3) 退職給付引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く）

###### ① 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出しております。

$\text{経験年数階層毎人員数} \times \text{平均俸給額} \times \text{退職手当支給率}$

###### ② 国家公務員災害補償年金

職員の遺族の支払に備えるため下記の計算方法により算出しております。

$\text{受給資格者の数による支給日数} \times \text{平均給与額} \times \text{割引率}$

により算出した一人当たりの所要額の合算

#### 3. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

II 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

2. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金預金」は、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金であり、負債の部の前受金と同額を計上しております。
- ・ 「未収金」には、未払消費税相当分の労災勘定、雇用勘定からの受入未済額を計上しております。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険料支払額の未経過期間に相当する額を計上しております。
- ・ 「物品」には、取得価額50万円以上の重要物品を計上しております。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上しております。ソフトウェアは、開発費支出の5年間累計額を計上しております。
- ・ 「未払金」には、未払消費税、未払児童手当、未払公務災害補償費を計上しております。
- ・ 「前受金」には、労災勘定及び雇用勘定から受け入れた保険料返還金等の前受金を計上しております。
- ・ 「賞与引当金」には、次年度6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・ 「退職給付引当金」には、①退職手当、②整理資源、③国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上しております。
- ・ 「資産・負債差額」には、資産負債差額増減計算書により計算される本年度末資産負債差額を計上しております。

<業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。

- ・ 「賞与引当金繰入額」には、次年度6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、①退職手当、②整理資源、③国家公務員災害補償年金に係る引当金のうち、当該年度に帰属する費用を計上しております。
- ・ 「委託費」には、労働保険加入促進業務委託費を計上しております。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上しております。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上しております。
- ・ 「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上しております。

#### <資産負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度資産・負債差額」には、平成13年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上しております。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上しております。
- ・ 「財源」には、労災勘定、雇用勘定から受け入れた保険料返還金、事務費負担額を計上しております。

#### <区分収支計算書>

- ・ 「保険料収入」には、労災保険料と雇用保険料の徴収額を計上しております。
- ・ 「運用収入」には、預託金に係る利子収入の額を計上しております。
- ・ 「他会計からの受入」には、郵政事業特別会計法第40条の規定に基づく郵政事業特別会計からの受入額を計上しております。
- ・ 「その他収入」には、雑収入の額を計上しております。
- ・ 「他勘定からの受入」には、労災勘定、雇用勘定から受け入れた保険料返還金、事務費負担額を計上しております。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額を計上しております。
- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。

- ・ 「保険料返還金」には、過誤納付による事業主への保険料返還金支出を計上しております。
- ・ 「委託費」には、労働保険加入促進業務委託費を計上しております。
- ・ 「他勘定への繰入」には、徴収した労災保険料、雇用保険料を、それぞれ労災勘定、雇用勘定へ繰り入れた額を計上しております。
- ・ 「他会計への繰入」には、郵政事業特別会計法第41条の規定に基づく郵政事業特別会計への繰入金を計上しております。
- ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・ 「その他業務支出」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上しております。
- ・ 「翌年度歳入繰入」には、歳入歳出決算上の剰余金を計上しております。
- ・ 「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金を計上しております。

### 3. その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- (1) 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」の内容
  - ① 他会計からの受入  
郵政事業特別会計法第40条の規定に基づく郵政事業特別会計からの受入金
  - ② 他会計への繰入  
郵政事業特別会計法第41条の規定に基づく郵政事業特別会計への繰入金
  - ③ 他勘定からの受入  
労働保険特別会計法第8条及び同法施行令第2条第1項並びに同法施行令第2条第2項の規定に基づく労災勘定並びに雇用勘定からの受入金
  - ④ 他勘定への繰入  
労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく労災勘定並びに雇用勘定への繰入金
- (2) 単位未満の計数の切り捨て  
金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は合致しないことがある。

## 貸借対照表附属明細書

労働保険特別会計徴収勘定

### ○未収金の明細 (単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
その他未収金	労災勘定・雇用勘定	2
合計		2

### ○固定資産の明細 (単位：百万円)

区分	前年度末残額	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残額
有形固定資産						
(物品)	614	130	8	151	0	583
無形固定資産						
(電話加入権)	6	0	0	0	0	6
(ソフトウェア)	517	224	0	279	0	462
小計	523	224	0	279	0	468
合計	1,137	355	8	431	0	1,052

### ○未払金の明細 (単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
消費税	麹町税務署	2
児童手当	該当職員	4
公務災害補償費	該当職員	0
合計		6

## 業務費用計算書明細書

労働保険特別会計徴収勘定

### ○委託費の明細 (単位：百万円)

委託費等の区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	社団法人全国労働保険事務組合連合会	884	労働保険の加入促進の業務を委託するため	無

## 区分別収支計算書明細書

労働保険特別会計徴収勘定

### ○その他の収入の明細 (単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,017